

第 63 号議案

豊後大野市介護保険条例の一部改正について

豊後大野市介護保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

令和 2 年 6 月 8 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少した第 1 号被保険者等に係る保険料の減免の特例を設けたいので、この案を提出するものである。

豊後大野市介護保険条例の一部を改正する条例

豊後大野市介護保険条例(平成17年豊後大野市条例第159号)の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

(新型コロナウイルス感染症に関する保険料の減免の特例)

10 令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日)が定められている保険料(令和元年度分にあつては、当該保険料のうち令和2年1月以前分に相当する額を除く。)の減免については、次の各号のいずれかに該当する者は、第12条第1項に規定する保険料の減免の要件を満たすものとして、同項の規定を適用する。

(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症(次号において「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したことにより、第1号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者(次号において「主たる生計維持者」という。)が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下この号において「事業収入等」という。)の減少が見込まれる場合であつて、次のいずれにも該当すること。

ア 事業収入等のいずれかの減少額(保険金、損害賠償等により補填されるべき金額があるときは、当該金額を控除した額)が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。

イ 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

11 前項の場合における第12条第2項の規定の適用については、同項中「提出しなければならない」とあるのは、「提出しなければならない。ただし、市長は、これにより難しい事情があると認めるときは、別に申請期限を定めることができる」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊後大野市介護保険条例の規定は、令和2年2月1日から適用する。